

草津市附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4 第3項に規定する附属機関および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条に規定する組織として設置する附属機関（以下これらを「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

（組織）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2および別表第3の定数の欄に掲げるとおりとする。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市教育振興基本計画策定委員会	草津市教育振興基本計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	11人以内
(略)	(略)	(略)

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

- 第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。
- 2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。
 - 3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）は、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。
 - 5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(附属機関の会議)

- 第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第6項の規定により指名された委員の全てが不在の場合は、教育委員会が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

- 第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

- 第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

- 第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第4に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織を置き、担任事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

- 第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

- 第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関の会議に諮ってこれを定める。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市教育振興基本 計画策定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) PTAを代表する者 (3) 学校教育の関係者 (4) 地域住民を代表する者 (5) 社会教育関係団体を代表する者 (6) 保育所の関係者 (7) 草津市市民参加条例（平成24年草津市 条例第21号）第8条に規定する公募により 選考する市民（以下「公募市民」という。） (8) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 教育総務課
(略)	(略)	(略)

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市教育振興基本計画策定委 員会	委嘱の日から策定した教育振興基本計画案を教育委 員会に答申する日まで
(略)	(略)

草津市市民参加条例（抄）

（審議会等の公開等）

- 第9条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部または一部を非公開とすることができます。
- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されているとき。
 - (2) 非公開情報に該当すると認められる事項を議事とするとき。
 - (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 2 執行機関は、審議会等が会議を非公開とする場合には、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 執行機関は、審議会等の会議を開催するに当たっては、緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、あらかじめ開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。
- 4 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会等の公開等に関し必要な事項は、規則で定める。

草津市市民参加条例施行規則（抄）

（公開または非公開の決定）

- 第15条 審議会の会議の公開または非公開の決定は、審議会の長（以下「会長等」という。）が当該審議会に諮って行うものとする。ただし、他に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、その他これに類する機関について準用する。この場合において、「会長等」とあるのは、「事務局」と読み替えるものとする。

（公開の方法等）

- 第16条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等の会議を公開する場合、審議会等は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

- 3 傍聴者の定員は5名以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 4 傍聴の受付は、原則として当日行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、前日までに行うことができる。

- 5 傍聴者に対しては、審議会等の会議資料（草津市情報公開条例（平成16年草津市条例第21号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、または閲覧に供するものとする。

草教委教総発第 号
令和元年 月 日

草津市教育振興基本計画策定委員会委員長 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育振興基本計画（第3期）の策定について（諮問）

本市の教育振興に関する基本的な計画である「草津市教育振興基本計画」について、「草津市教育振興基本計画（第3期）」を策定するにあたり、貴委員会の御意見を賜りたく諮問いたします。

諮問の趣旨

本市では、教育基本法第17条第2項に基づき、平成22年3月に『子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ』を基本理念と定めた「草津市教育振興基本計画」を策定いたしました。また、平成27年3月には、第1期（平成22年度から平成26年度）を振り返るとともに、平成27年度からの5年間を見据えた「草津市教育振興基本計画（第2期）」を策定し、本市教育の向上に取り組んでまいりました。

今年度、草津市教育振興基本計画（第2期）の策定から5年が経過することから、第2期（平成27年度から令和元年度）の成果と課題などを踏まえたうえで、既に策定がされている国・県の教育振興基本計画（第3期）を参照しつつ、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）や人生100年時代の到来など、社会情勢の変化を見据えるとともに、第5次草津市総合計画および現在策定が進められている第6次草津市総合計画との整合を図りながら、今後の5年間における本市の教育が目指す方向性および取り組むべき施策を明確にした「草津市教育振興基本計画（第3期）」を策定するにあたり、意見を求めるものです。

草津市教育振興基本計画(第3期)策定スケジュール(概要)

項目	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
策定委員会	●委嘱			●第1回 諮詢			●第2回 素案協議			●第3回 答申			●開始			●終了									
パブリックコメント																									
策定会議(内部)		●第1回 概要協議		●第2回 素案協議			●第3回 素案協議			●第4回 答申前協議															
教育委員会		●委嘱・諮詢		●協議			●協議			●協議			●パブコメ実施			●パブコメ結果									
議会													●中間協議			●パブコメ実施									
公表																						●公表			

第3期計画策定の方向性

【基本的な考え方】

●草津市教育振興基本計画は、平成22年3月に、「平成22年度からの10年間に目指すべき教育の目標像を示すとともに、その実現に向けて計画的かつ重点的に取り組むべき施策を定めるもの」として策定され、第2期計画は10年間の後期5年（H27～H31）の計画として位置づけられています。

●第2期計画の策定時には、

- ・基本理念や目標は第1期計画において、10年かけて達成するよう、これまで取り組んできていること
- ・国、県いとも、目指すべき姿の実現は未だ途上にあるとして、これまでの取り組みを一層強化する形で第2期の方向性を設定しており、本市の方向性とも違いがないこと
- ・国、県の第2期に掲げられている施策の大半は、本市の第1期計画においても施策として掲げていること

という状況を踏まえて、基本的な枠組みは第1期を踏襲するものとしております。

●第3期計画については、

- ・平成22年に設定した10年が経過し、一つの区切りを迎えること
- ・この10年間に教育を取り巻く社会情勢に大きな変化が見られること
- ・国の計画が、「2030年以降の社会を展望した教育政策」と明記されるなど、これまで以上に未来を見据えた計画となっていること

以上のことから、基本的には第2期計画をベースにしながらも、施策の基本方向や施策の体系などの見直しも視野に入れ策定する必要があると考えます。

【第3期計画策定のポイント】

- 毎年実施している教育委員会事務の点検評価結果などを基に、第2期計画の成果と課題を振り返ります。
- 国・県の計画や社会情勢の変化を踏まえ、主に以下のような視点で検討します。
 - ・急速な技術革新、超スマート社会（Society5.0）の到来を見据えた教育。
 - ・人生100年時代を豊かに生きていくための教育・スポーツ・文化・生涯学習の推進。
 - ・SDGs（持続可能な開発目標）の視点。
- 新たな取組についても計画に反映するように検討します。
 - ・教え方改革、学び手改革、働き方改革の推進。
 - ・2024年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた対応。
 - ・文化財の積極的な活用。

【成果指標の設定と教育委員会事務の点検評価】

- 第2期計画には成果指標（数値目標）を設けず、教育委員会事務の点検評価において事業ごとに評価項目を設定してきました。
- 第3期では、計画内に成果指標（数値目標）を掲げて目標を明確化し、その達成状況を教育委員会事務の点検評価において確認していきます。

一目次一 【案】

第1章・・計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間

第2章・・教育をめぐる現状

1. 人口減少・少子高齢化と本市の児童生徒数等
2. 急速な情報・科学技術の革新
3. グローバル化の進展とSDGsの推進
4. 家庭や地域の状況変化
5. 人生100年時代の到来

第3章・・第2期計画の振り返りと今後の課題

1. 第2期計画における主な成果
2. 今後取り組むべき主な課題

第4章・・計画の基本理念と基本方向

1. 基本理念
2. 施策の基本方向
3. 施策体系図

第5章・・施策の展開

各施策の内容を記載します

第6章・・計画の推進に向けて

1. 計画推進にあたっての役割分担と連携
2. 各部局の横断的な取組
3. 点検・評価の適切な実施と計画の周知

【資料編】

- ・草津市の教育に関する現状数値
- ・第2期計画期間における各取組の成果と課題
- ・用語解説
- ・策定経過

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

草津市では、平成22（2010）年3月に「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を基本理念と定めた「草津市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。また、平成27（2015）年3月には第1期計画を振り返るとともに、平成27年度からの5年間を見据えた「草津市教育振興基本計画（第2期）」（以下「第2期計画」という。）を策定し、市長部局と教育委員会が協力しながら、「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「地域に豊かな学びを創る」の3つの施策の基本方向のもと、本市教育の向上に取り組んできました。

この間、急速な技術革新によるＩＣＴの進化やグローバル化の進展、少子高齢化による人口構造の変化などにより、教育を取り巻く環境は大きく変わってきており、教育のあり方についても時代に応じた変革が求められています。

こうした中、平成30（2018）年6月には、国の教育施策のあり方を示す「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画の中では、「我が国は人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいる。」とされており、「生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスの最大化」を教育政策の中心課題に据えるとされています。

また、本市は、古くから交通の要衝として栄え、貴重な歴史・文化資産を保全継承しているとともに、全国的には人口減少が急速に進行する中、本市の人口は今なお増加を続けており、本格的な少子高齢社会は他市よりも遅れて到来する見込みです。

こうした社会全体の変化と本市の特性を踏まえ、子どもから大人まで全ての人が、今が自分自身の可能性を広げるチャンスと捉えるとともに、人生を豊かに生き抜くために必要な力を身に付ける上で、教育が果たすべき役割がこれまで以上に重要となっていることを強く認識し、本市の教育の一層の推進を図っていくため、今後5年間で目指すべき方向や取り組むべき施策について定める「草津市教育振興基本計画（第3期）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

○本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、国の第3期教育振興基本計画を参照しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

○本市の市政全般にかかる総合計画である「草津市総合計画」を踏まえた、教育行政分野における計画です。また、子ども・子育て部門における「草津市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合性を保ちながら、施策を推進していきます。

3. 計画期間

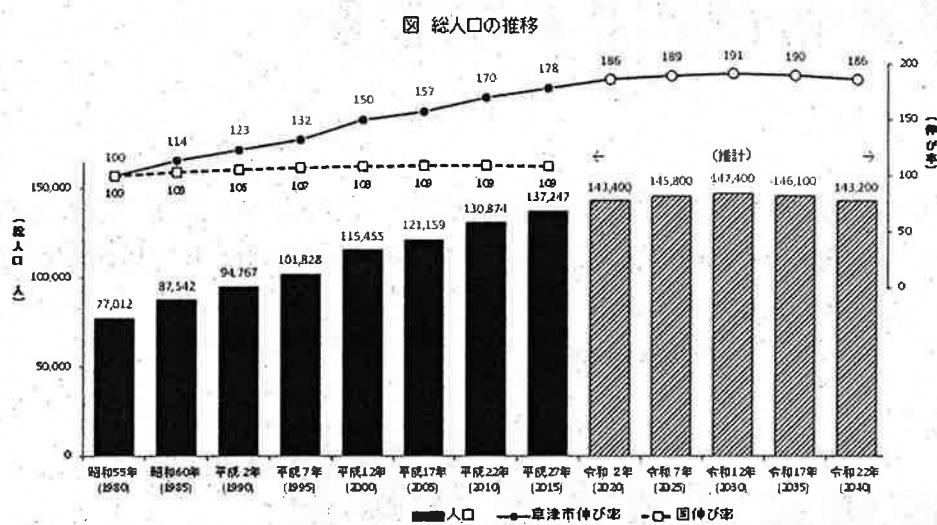
- 令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間です。
- 計画期間中であっても、法改正などにより大幅な変更を必要とする事象が生じた場合は、見直しを行います。

第2章 教育をめぐる現状

1. 人口減少・少子高齢化と本市の児童生徒数等

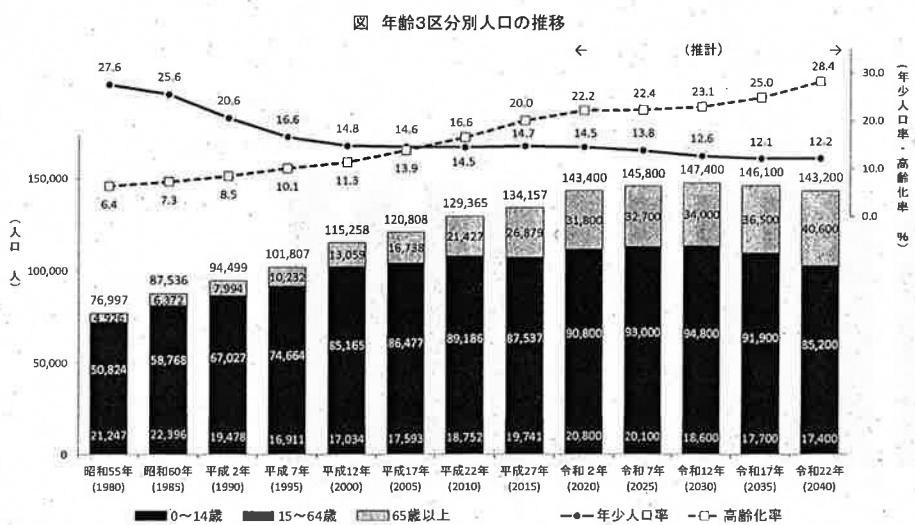
日本の人口は平成20（2008）年をピークに減少傾向にあり、令和12（2030）年に掛けて20代30代の世代が約2割減少し、65歳以上の割合が3割を超え、人口減少・少子高齢化が加速すると予測されています。

一方で、本市の人口は増加を続けており、平成27（2015）年の137,247人から今後もしばらくは増加が見込まれ、令和12（2030）年には147,400人程度に達する見通しですが、その後は減少に転じると予想されます。



資料)「国勢調査」総務省、「草津市人口推計」草津市

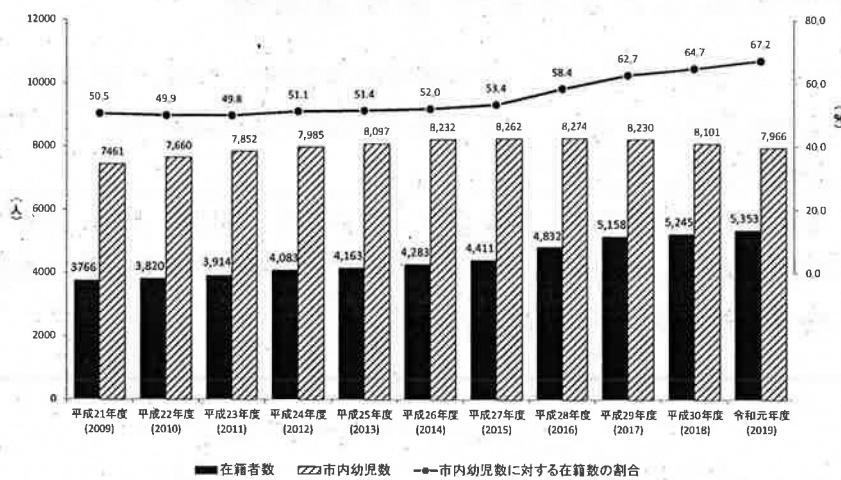
年齢区分別の人口構成を見ると、平成27（2015）年では、年少人口（0～14歳）の割合は14.7%、生産年齢人口（15～64歳）は65.2%、老人人口（65歳以上）は20.0%となっていますが、令和12年では年少人口が12.6%、生産年齢人口は64.3%、老人人口は23.1%と、年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老人人口の割合が増加すると予想されています。



資料)「国勢調査」総務省、「草津市人口推計」草津市

市内の幼稚園数は、平成27（2015）年では8,262人、幼稚園・保育所（園）・こども園の在籍者数が4,411人でしたが、令和元（2019）年では、幼稚園数が7,966人に減少しているのに対し、在籍者数は5,353人に増加しております。

図 幼稚園・保育所（園）・こども園の在籍数と市内幼児数の推移



資料) 草津市幼児課調べ

また、小中学校の児童・生徒数は、現在も増加しており、平成27（2015）年では、小学生7,715人、中学生3,317人でしたが、令和元（2019）年では小学生8,282人、中学生3,468人となっています。

図 小学校の児童数の推移

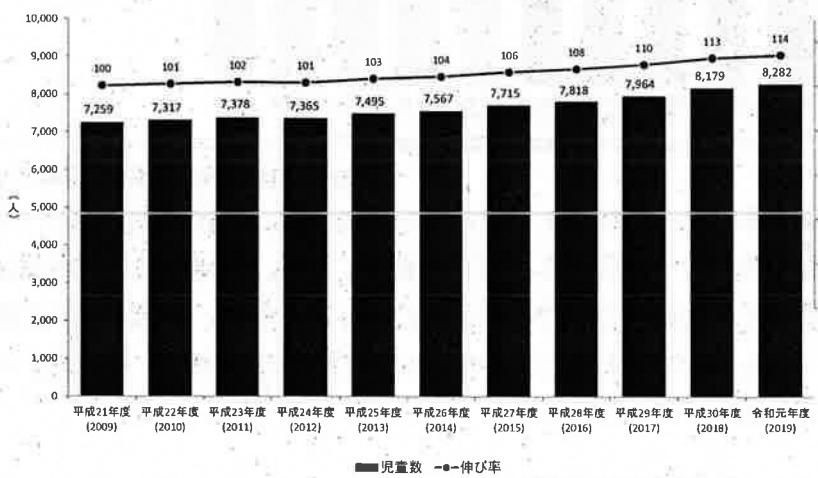
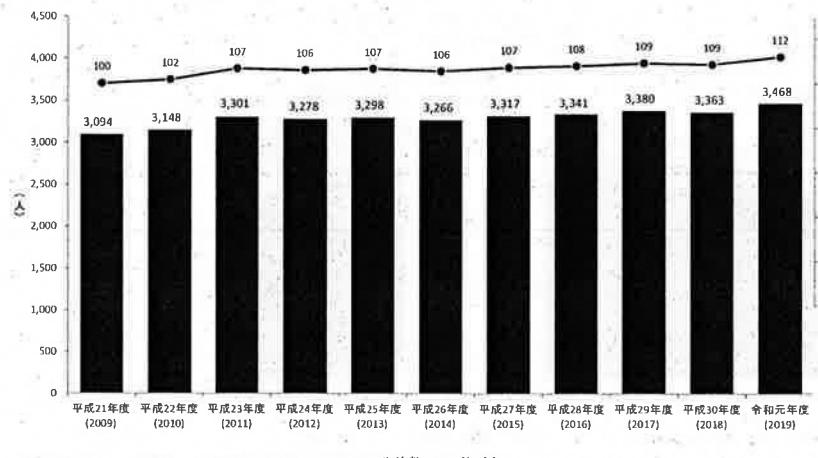


図 中学校の生徒数の推移



資料) 草津市教育委員会調べ

2. 急速な情報・科学技術の革新

現在、IoTやビッグデータ、AI（人口知能）等をはじめとする技術革新が急速に進んでおり、2030年頃には先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、社会的課題を解決していく「超スマート社会（Society 5.0）」の到来が予想されています。こうした技術革新を受けて、今後、日本の労働人口がAIやロボットに代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、新たな仕事が生まれるとも考えられています。

これまで、本市では他市に先駆けてICT教育を推進してきました。今後も技術革新を積極的に教育の推進に活かしていくとともに、社会の変化を一人ひとりが前向きにとらえ、豊かに人間らしく生き抜くための教育が求められています。

3. グローバル化の進展とSDGsの推進

情報通信技術や交通分野での技術の進展に伴い、あらゆる場面でのグローバル化が加速しています。グローバル化する社会では個性や多様性を認め合い、多様な文化や価値観をもつ人たちと交流を深めていく力が必要です。

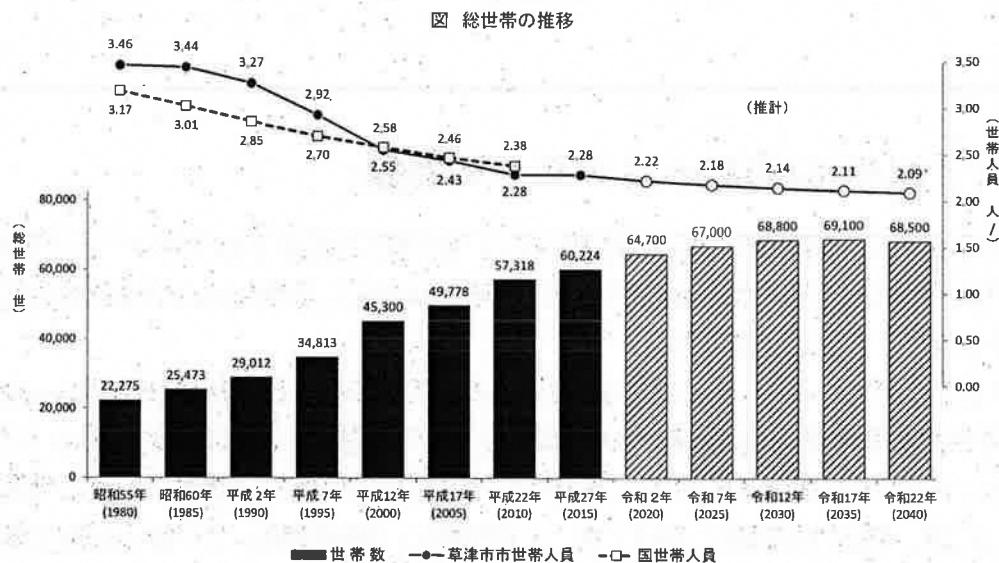
また、平成27（2015）年9月に国連サミットでSDGs（Sustainable Development Goals）「持続可能な開発目標」が採択されました。17の目標と169のターゲットからなる2030年に向けた具体的行動指針で、本市はこれまでもSDGsの趣旨に沿った施策を展開してきましたが、今後の各施策においては、より明確に「持続可能」で「誰一人取り残さない」SDGsの視点を意識して取組を進めていく必要があります。



4. 家庭や地域の状況変化

全国的に、少子高齢化や価値観・ライフスタイルが多様化する中で、核家族化や単身世帯が増加し、地域内の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されていることに加えて、こうした世帯構造や地域社会の変化に伴って悩みや不安を身近に相談できる相手がないといった家庭教育を行う上での課題も指摘されています。

本市においても、世帯あたりの人員が核家族化や単身世帯のさらなる増加により、平成27(2015)年の2.28人から令和17(2035)年では2.11人に減少すると見込まれています。また、地域における活動の担い手不足や高齢化が問題になっており、これまで取り組んできた家庭や地域での教育活動の継続が難しくなってきています。



資料)「国勢調査」総務省、「草津市人口推計」草津市

5. 人生100年時代の到来

医療体制の充実や生活水準の向上などにより、平均寿命が伸長し、人生100年時代が到来すると予測されており、今後、生涯において複数の仕事を持つことや、仕事のほかにもボランティアなどにより地域や社会で活動することが一般的になっていくと考えられています。こうした長い人生を生き抜くためには、若年期での学びにおいて資質能力を身に付けることに加えて、生涯にわたって学習し、能力を高め、活動につなげていく必要性が高まっています。

本市では、「子どもの生きる力を育む」を基本方向に位置付け、子どもたちが人生を豊かに歩んでいくための教育を進めてきました。人生100年時代を迎える中において、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指すとともに、文化や芸術、スポーツなどを通して、生涯にわたって学び続けることのできる機会の充実を図っていく必要があります。

第3章 第2期計画の振り返りと今後の課題

1. 第2期計画における主な成果

第2期計画では、「1. 子どもの生きる力を育む」「2. 学校の教育力を高める」「3. 地域に豊かな学びを創る」の3つの基本方向に基づき各施策を推進してきました。

それぞれの基本方向において、目標毎に以下のような成果をあげることができます。

基本方向1. 子どもの生きる力を育む

目標1. 豊かな心と健やかな体の育成

- 豊かな心の育成に向けて、道徳教育の充実などの取り組むとともに、児童生徒自らの取組や関係機関との連携強化により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげました。また、立命館大学と連携した取組などにより、子どもの体力向上が図れました。

目標2. 生活習慣と社会性の育成

- 学校での福祉・社会体験学習の取組や家庭教育の啓発などにより、子どもたちの社会性の育成や規範意識の醸成を図りました。また、職場体験などのキャリア教育により、子どもたちが望ましい勤労観や職業観を身に付け、自身の将来を考える機会を持つことにつなげました。

目標3. 確かな学力の育成

- ICT機器を活用した授業の改善や、各校による学力向上策、各種検定事業の実施などにより、子どもの学力向上につなげました。また、学びのセーフティネットを構築するとともに、基礎学力の向上を図りました。

基本方向2. 学校の教育力を高める

目標4. 教職員の指導力の向上

- 夏期研修講座をはじめ、中堅若手教員対象の研修などを実施しました。また、公開授業や授業研究を進め、教職員の指導力向上を図りました。さらに、各学校におけるICT活用推進の核となる教員を育成しました。

目標5. 学校経営の充実・向上

- 特色ある学校経営に向けて、校長のリーダーシップのもと、強みを生かした学校経営に取り組みました。また、チーム学校を推進し、人員配置や組織の強化を行いました。さらには、地域とともにある学校づくりに向けて、コミュニティ・スクールを段階的に導入し、平成30年度には市内全小中学校に導入しました。

目標6. 教育環境の充実

- 電子黒板やタブレットPCなどのICT機器およびデジタル教科書や協働学習ソフトなどのデジタル教材の導入により、学校のICT化をさらに推進しました。また、老上西小学校を開校するとともに、学校施設の非構造部材の耐震化、大規模改造工事などを進め、安全・安心な学校環境を整備しました。

基本方向3. 地域に豊かな学びを創る

目標7. 生涯学習・スポーツの充実

- 立命館大学との連携により生涯学習機会の充実を図るとともに、学習講座やイベント等の積極的な情報発信を行いました。また、市民の健康づくりに向けた取組を推進するとともに、くさつシティアリーナの整備や、他の社会体育施設の改修・修繕を実施しました。

目標8. 文化・芸術の振興

- 本市の文化芸術の振興を図るために、文化振興条例を制定しました。また、「芦浦観音寺」と「草津のサンヤレ踊り」が、日本遺産「琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産」に追加認定されました。

目標9. 地域協働合校の推進

- 全小学校に地域コーディネーターを配置し、地域の特色を生かした活動を推進しました。また、地域まちづくりセンターで子どもと大人が共に学び合う活動を実施されるなど地域への愛着心の醸成を図りました。

2. 今後取り組むべき主な課題

一方で、十分な成果があげられなかつた施策や新たな課題など、今後さらに取り組むべき課題があります。

基本方向1. 子どもの生きる力を育む

- 児童生徒が主体的に学ぶ姿勢の育成に努めるとともに、対話を通じて自己の考えを広げ深める「対話的な学び」や、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりする「深い学び」を実現していく必要があります。
- いじめ問題について、未然防止・早期発見・早期対応に一層取り組むとともに、SNSを利用する等の見えにくくなっている事案に対応していくためにも、さらに関係機関と連携を強める必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもへの指導や、保護者からの相談等の対応に向けて、ことばの教室や通級指導教室などの支援体制のさらなる充実が必要です。
- 不登校の児童生徒の増加に伴い、居場所づくりや絆づくり、学校チーム体制による支援を強化するとともに、社会的に自立することをめざして、SSW（スクールソーシャルワーカー）やSC（スクールカウンセラー）などの有効な活用や切れ目のない支援体制の充実が必要です。

基本方向2. 学校の教育力を高める

- マネジメントの発想を取り入れた学校経営を推進することにより、地域・保護者に信頼される学校づくりに一層取り組むことが必要です。
- 児童生徒を取り巻く状況が複雑化しており、継続した対応が必要な事案や早期対応が必要な事案、学校だけで解決しきれない深刻化している事案などについて、臨機応変に対応・相談できる学校体制を整えていく必要があります。
- 教育の情報化に向けて、ICT機器の積極的な整備・活用を図るとともに、教員一人ひとりのICTスキルの向上を図る必要があります。
- 児童生徒増に対応するための計画的な校舎の増改築や、将来を見据えた施設の長寿命化対策が必要です。

基本方向3. 地域に豊かな学びを創る

- 2024年開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、必要な施設改修に取り組むとともに、大会運営や将来のレガシー創出に向けて、産官学民総ぐるみで取り組む必要があります。
- 文化振興計画の重点プロジェクトについて、研究・準備を進め、文化ホールの指定管理者をはじめ関係団体等と連携して展開をしていく必要があります。また、草津市歴史文化基本構想に基づき、地域に所在する歴史資源の保存と活用を進める必要があります。
- 世帯構成の変化やコミュニティの希薄化が進む中、子どもの教育の基礎となる家庭教育をさらに充実させるためにも、家庭と地域、学校の更なる連携が必要です。また、地域における活動の担い手が固定化・高齢化する傾向にあることから、幅広い世代が参加しやすい関わり方を検討する必要があります。

第3期計画では、こういった課題の解決に向けて、今後5年間で取り組むべき施策を明らかにし、本市の教育の一層の推進を図ります。

第4章 計画の基本理念と施策の基本方向

1. 基本理念

本市では、平成22（2010）年3月に「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を教育の基本理念と定めました。

この間、社会情勢の大きな変化に伴い、解決すべき課題が複雑化・多様化する中、施策の見直し・改善を続け、時代の先を行く教育の取組を進めてきました。

今後も、常に将来に目を向け、柔軟な発想と改革意識を持って取り組んでいく必要がありますが、本市教育が目指すべき姿と基本的な考え方は第3期においても変わるものではないと考え、基本理念は第1期、第2期を継承します。

基本理念

子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ

一人の人間として子どもに真摯に向き合うと、子どもの中に限りない可能性があることを信じる心が生まれます。その時、子どもの可能性を最大限に伸ばせるよう全力を尽くすことは、すべての大人の責務であるという思いにかられます。子どもたちが、伸び伸びと自分らしく成長し、その力を人のため社会のために思う存分に發揮する姿を思い描くと、本市の将来が輝いて見えてきます。未来に生きる子どもたちがはつらつとたくましく成長する姿は、家庭に幸福を与え、地域社会に希望をもたらします。

本市は、全国的に人口が減少する中においても人口増加を続けており、未来に向けて常に新しい変化を続けるまちです。どういう未来がやってくるかは、未来のために何をするか、そして子どもたちがどう育っていくかによって決まるといつても過言ではありません。教育に力を注ぐことは未来を創ることであり、「子どもが輝く教育のまち」を実現することは本市の重要な指標です。

また、本市は、古来から街道文化のまちとして栄え、人と人が出会う宿場町として発展してきました。近年においても、常に新しい転入者があり、多様な人々がともに暮らすまちとして新しい発展を続けています。本市はこうした草津の個性を活かしたまちづくりを進めていますが、教育振興においても、「出会い」と「多様性」を大切にすることが重要と考えます。

「出会い」は人との出会いだけでなく、心をゆさぶる読書体験や芸術体験、異文化に接した驚きと感動、自然や生き物に接することによって知る命の尊さ、地域の歴史を知ることを通じた

郷土への愛着心等、学びは出会いから始まるといっても過言ではありません。本市は、多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

本市の第5次総合計画では、「出会いが織りなすふるさと “元気” と “うるおい” のあるまち 草津」を構想しています。本計画も、すべての子どもが輝き、誰もが豊かな「出会いと学び」を広げられる「教育のまち」づくりを通して、この構想の実現化を目指すものです。

この目標の実現に向けて、①教育委員会が中心となって、本市の教育を創造し、②開かれた行動する教育委員会として、保護者や地域住民の意向を十分把握しながら、積極的な教育改革を進め、③学校の教員と行政の職員が協働し、草津から教育を変えようという意識をもって、斬新な教育施策を実行していきます。

これらの決意のもと、学校、家庭、地域、行政の連帯を深めた取り組みにより、市民の誰もが誇りに思える「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を目指します。